

## 一般社団法人 日本ボッチャ協会 登録規定

- 第1条 本協会には、次に掲げる会員を置く。
- (1) 本会員 定款第50条1号に定める地区に所属した選手、競技アシスタント、審判員、サポーター、クラス分け員、および第22条1項に定める役員。
  - (2) 賛助会員 第3条の目的に賛同し、支援する個人、家族。
- 第2条 本会員は、個人登録と地域協会登録に分ける。
- 2 本会員は、本協会主催の競技会や各種行事、および国際大会に参加する権利を有することができる。
- 第3条 地域協会登録は、各都道府県に一つの団体が認められる。
- 2 地域登録協会は、本協会登録会員（審判員、サポーター）の派遣要請の権利を有することができる。
  - 3 地域登録協会は、サポーター講習、審判員養成講習会、指導員養成講習会、クラス分け員養成講習会や日本選手権予選会の開催を誘致する権利を有することができる。
  - 4 地域協会登録料については、2,000円とする。
- 第4条 個人登録は、障がいの有無及び登録種別を問わず、個人で行う登録である。
- 2 個人登録会員は、居住している地区で登録すること。
  - 3 本協会に登録しようとする個人は、次の各号に掲げる事項について、ホームページの会員登録フォームにて登録の手続きを行わなければならない。
    - (1) 氏名・住所・連絡先
    - (2) 登録種別（選手・競技アシスタント・審判員・サポーター・指導員・クラス分け員）
    - (3) 障がいの有無及び障がい名
    - (4) 選手登録する者は競技クラス（クラス分け判定を受けていない場合は、暫定クラスを明記）
  - 4 個人登録料については、3,000円（年会費）とする。
- 第5条 本会員（団体会員ならびに個人会員）は登録料として2,000円を納める。ただし、前年度から登録を更新する場合は登録料を必要としない。
- 第6条 賛助会員は、支援いただける個人・家族とする。
- 2 賛助会員は、本協会主催または後援の各種行事に参加することはできるが、大会等に出場することはできない。
  - 3 賛助会員の会費は、1口2,000円（年会費）とする。
- 第7条 登録年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 年度途中での登録についても、前号を踏襲する。
  - 3 本会員は、原則として、同一年度内に2以上の加入団体の構成員になることはできない。
- 第8条 既に納められた登録に関する費用は、いかなる理由によっても、返済しないものとする。
- 第9条 本協会への登録更新手続きは、団体登録・個人登録ともに、事務局に毎年定められた期日までに行い、年会費を納入しなければならない。それ以降は新規登録と同様の扱いとする。
- 2 年会費の納入はクレジット決済かコンビニ決済のみとする。なお、納入時にかかる手数料は各自の負担とする。
  - 3 年度途中の登録手続きについては、1号、2号の手続きを速やかに処理する。

### 附則

- 1 本規定は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 この規程の一部を改訂し、平成30年4月1日から実施する。